

G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議に係る事業の 登録承諾に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議（以下「会議」という。）の開催に向け、会議に関連して法人その他の団体が実施する準備・開催支援に係る事業、機運の醸成に係る事業、福岡・九州の魅力発信に係る事業等（以下「関連事業」という。）及び会議の周知に係る事業（以下「周知事業」という。）の登録に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 関連事業又は周知事業（以下「登録事業」という。）の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、G20 福岡 財務大臣・中央銀行総裁会議 推進協力委員会（以下「委員会」という。）規約第10条に規定する事務局の課長（以下「所管課長」という。）に提出しなければならない。ただし、所管課長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 申請者に関する書類のうち次に掲げるもの

- ア 定款、規約、会則その他これらに類する書類であって、申請者の組織活動の根本規則と認められるもの
- イ 申請者の役員及び登録事業関係者の名簿
- ウ 活動内容に関する資料
- エ その他所管課長が必要と認める書類

(2) 登録事業に関する書類のうち次に掲げるもの

- ア 事業企画書（講演を行う場合にあっては、その内容が分かるもの）
- イ 収支予算書（一般の参加者から参加料を徴収する場合に限る。）
- ウ 募集に係る広報物等
- エ その他所管課長が必要と認める書類

- 2 所管課長は、前項の規定により提出された申請書の記載事項に不備があるとき、又は申請書に資料の添付がないときは、補正依頼書（様式第2号）により、相当の期間を定めて、その補正を命じることができる。
- 3 所管課長は、第1項の規定による申請がなされた場合において、申請者が前項の規定による補正に応じないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、所管課長は、申請者に対して、却下通知書（様式第3号）により速やかに通知するものとする。
- 4 所管課長は、申請者が第5条第2項本文又は第3項の規定により登録事業の登録を承諾しないこととされた者である場合にあっては、第2項の規定による補正の命令及び前項の規定による申請の却下をすることなく登録事業の登録を承諾しないことができる。

(承諾の基準)

第3条 所管課長は、前条第1項の規定による申請がなされた場合であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、登録事業の登録を承諾するものとする。

- (1) 申請者（ウにあっては、申請者（当該申請者が団体である場合に限る。）の役員等を含む。）が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 事業の遂行能力があること。
 - イ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（登録事業の登録を承諾しても本市が特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体を支持し、又は振興していると認められない場合を除く。）でないこと。
 - ウ 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
 - エ その他登録事業として登録することが適当でないと認められるものでないこと。
- (2) 登録事業の内容が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 会議の開催に向けた準備・支援に係る事業、開催機運の醸成に係る事業、福岡・九州の魅力発信に係る事業等であること。
 - イ 広く市民を対象としていること。ただし、事業を登録することが適当と認められる場合は、この限りでない。
 - ウ 専ら営利を目的とせず、かつ、一般の参加者から参加料を徴収するときは、その額が適切な範囲内であること。
 - エ 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
 - オ 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が登録事業の登録を承諾することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。
 - カ 法令及び公序良俗に反していないこと。
 - キ その他事業を登録することを承諾すべきでない特段の事情がないこと。

(通知)

第4条 所管課長は、登録事業の申請について、承諾又は不承諾の決定を行ったときは、申請者に対して、決定通知書（様式第4号又は様式第5号）により速やかに通知するものとする。

2 所管課長は、登録事業の登録の承諾をするに際し、次に掲げる条件を付することがある。

- (1) 申請者は、事業計画を変更する場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 申請者は、事業の終了後において、実施報告書、収支決算書等、事業の実績に関する書類を求めたときは、速やかに提出すること。

(承諾の取消し)

第5条 所管課長は、前条第1項の規定により登録事業の登録の承諾の通知を行った後(関連事業終了後を含む。)において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消すことができる。この場合において、所管課長は、取消しの決定を行ったときは、登録を承諾された者(以下「登録事業者」という。)に対して、取消通知書(様式第6号)により速やかに通知するものとする。

- (1) 登録事業者又は登録事業の内容が第3条第1号又は第2号に掲げる要件に該当しないことが判明したとき。
 - (2) 申請の内容が事実とは異なることが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、登録事業の登録を承諾することが適当でない認められる事実が判明したとき。
- 2 登録事業者の責めに帰すべき事由により前項の規定による取消しを行ったとき(登録事業者による当該登録に係る申請の取下げ又は事業計画の変更の届出により取消しを行った場合を除く。)は、当該取消しに係る申請者については、当該取消しの日以後の登録事業の登録を承諾しないこととする。ただし、所管課長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 登録事業としての登録の承諾を得ていないにもかかわらず無断で委員会の名義を使用した者については、速やかに使用を止めさせるとともに、当該実施の事実が判明した日以後、登録事業としての登録を承諾しないこととする。

(報告)

第6条 所管課長は、登録事業としての登録及び取消しを行った場合は、委員会へ報告することとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、登録事業の登録の事務の取扱いに関し必要な事項は、所管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年9月26日から施行する。